長期収入サポート共済
バックアップサポートZG

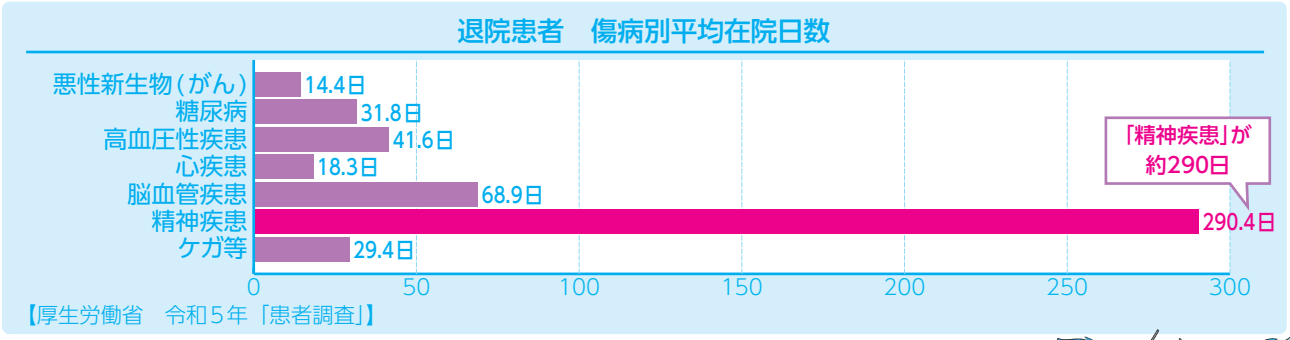
（精神障害補償特約付妊娠に伴う身体障害補償特約付団体長期障害所得補償保険）

制度の特長

Point 1
ケガ、病気で所定の就業障害が免責期間180日を超えて継続した場合には**月額最高35万円**を最長60歳までお支払いします（55～59歳の方は3年）
（月額最高10万円・15万円・20万円・25万円・30万円のコースもあり）

Point 2
所定の**精神障害**による**就業障害**で免責期間180日を超えて休職された場合にも**支払対象**となります（補償対象期間は、5年（55～59歳の方は3年）が限度）

就業不能の現状



【厚生労働省　令和5年「患者調査」】

長期療養は家計に大きなダメージを与えます。

働けなくなることは、誰にでも起こる可能性があります。しかし働けなくなった場合に対する保障は個人ではなかなか準備できないため、特に住宅ローン等を抱えている方には大きな経済的・精神的ダメージとなります。





ご本人様とその家族を支える長期生活資金が必要

コース選択にあたってはご自分のライフサイクルを考えて選ぶことをお勧めします

住宅ローンの返済額から考える

住宅ローンの年間返済額を基準に考えましょう
年100万円返済÷12ヵ月≒月額8万円

10万円コースにしよう



交通事故等時の生活費から考える

働けなくなった時の最低限必要な生活費を基準に考えましょう

15万円コースにしよう



女性疾病時の医療費から考える

女性疾病による長期の入院や医師の指示による自宅療養時の医療費を基準に考えましょう。

今入っている生命保険を補えるように10万円コースにするわ



※保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

裏面にあなたの年齢に応じた6つのプランをご案内しています。

【加入手続き等に関するお問い合わせ先】

全国ガス労働組合連合会　0120-006-628

受付時間 9:30～17:30 除土日・祝日

明治安田生命保険相互会社　広域組織法人部　TEL03-6259-0033（受付時間 9:00～17:00 除土日・祝日）

制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読下さい。

MYG－A－26－LF－547

申込コースと年齢別月額保険料

年齢（満年齢）	免責期間	補償対象期間	保険金月額10万円（2コース）		保険金月額15万円（3コース）		保険金月額20万円（4コース）		保険金月額25万円（5コース）		保険金月額30万円（6コース）		保険金月額35万円（7コース）	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
歳			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
15～24	180日	60歳	906	645	1,359	968	1,812	1,291	2,264	1,613	2,717	1,936	3,170	2,259
25～29			937	860	1,405	1,289	1,874	1,719	2,342	2,149	2,811	2,579	3,279	3,008
30～34			1,021	1,121	1,531	1,682	2,042	2,243	2,552	2,804	3,063	3,364	3,573	3,925
35～39			1,225	1,579	1,837	2,368	2,449	3,157	3,061	3,947	3,674	4,736	4,286	5,525
40～44			1,760	2,293	2,640	3,439	3,521	4,586	4,401	5,732	5,281	6,879	6,161	8,025
45～49			2,383	3,036	3,574	4,554	4,766	6,072	5,957	7,591	7,148	9,109	8,340	10,627
50～54			2,882	3,392	4,323	5,087	5,764	6,783	7,205	8,479	8,646	10,175	10,087	11,870
55～59		3年	2,675	2,809	4,012	4,213	5,349	5,618	6,687	7,022	8,024	8,426	9,361	9,831

（注）上記保険料の他に、本制度の運営事務費として30円が同時に引き落としされますので、ご了承ください。（運営事務費とは、口座引き落とし手数料等のことです）

●保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

●年齢は2027年3月1日現在の満年齢です。

●補償対象期間は契約年齢が54歳までの方は最長60歳まで、55～59歳の方は3年が限度、所定の精神障害による就業障害の場合は5年（更新日現在満55歳以上の方は3年）が限度となります。

●記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

●免責期間は180日です。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者の皆さまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

●保険期間中のコース変更（増額・減額等）　●保険期間の変更

●保険料の払込方法の変更　　など

保険金月額

月額10万円から月額35万円まで、5万円単位

払方

ご指定の口座から引落します。初回は5月27日、以降毎月27日（当日が休業日の場合は、翌営業日）。

配当金・解約返れい金

この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

保険金のお支払い

1. 保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき、保険金をお支払いします。(注)（注）免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
2. 就業障害が続いた場合、免責期間終了後（181日目）から、満60歳に達した日を限度として保険金が支払われます。ただし、加入日（継続の場合は更新日）現在満55歳以上の方は、181日目から3年、所定の精神障害による就業障害の場合は5年（更新日現在満55歳以上の方は3年）が限度となります。また、一度就業障害が終了した後、6ヵ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

●お支払いする保険金の額

補償対象期間中の就業障害である期間1ヵ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12ヵ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。

また、補償対象期間中の就業障害である期間に1ヵ月未満の端日数が生じた場合は、1ヵ月=30日とした日割計算でお支払いします。

なお、所得喪失率は、$1-\frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ で算出されます。

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

*初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

●就業障害とは

就業障害とは、下記の状態をいいます。

1. 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
 （イ）その身体障害の治療のため、入院していること
 （ロ）（イ）以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
 （ハ）（イ）（ロ）以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
2. 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

<担当者>明治安田生命保険相互会社　広域組織法人部　〒100-0005　東京都千代田区丸の内2-1-1　℡03-6259-0033（受付時間 9:00～17:00 除土日・祝日）